

平成 18 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 アセット・インベスターズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 若山 健彦
(コード 3121 大証 2 部・福証)
問合せ先 総務部長 渡邊 政秀
(TEL 052-781-6301)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 27 日開催予定の第 82 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 本店所在地変更の件

当社の主要業務であるマーチャント・バンキング業務において、効率的かつ機動的に業務を推進することを目的として、本店を「名古屋市」から「東京都千代田区」に移転するものであります。

(2) 会社法施行に伴う変更の件

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、これに対応すべく定款に所要の変更を行います。

具体的には、文言や表現を会社法の規定に適応させるための変更、削除、及び従来の定款の構成を会社法の規定に沿った形で表現できるような体裁に変更するための章の構成とし、それに伴う条文の移動を行うほか、効率的かつ機動的に業務を推進することを目的として、主に次の変更を行うものであります。

当会社に株主総会以外の機関を設置するため、第 4 条(機関)を新設するものであります。

株券を発行する旨を定めるため、第 7 条(株券の発行)を新設するものであります。

単元未満株主の権利を合理的な範囲に限定するため、9 条(単元未満株主についての権利)を新設する。

株主総会の招集にインターネットを利用した方法による参考書類等の提供ができるよう第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

必要が生じた場合に書面又は、電磁的記録により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 26 条(取締役会の決議の省略)を追加する。

社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第 37 条(監査役の実任免除)第 2 項を新設するものであります。

剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とする第 39 条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。

2. 変更の内容

上記及びその他の変更の内容は新旧対照表のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 18 年 6 月 27 日

定款の効力発生日 平成 18 年 6 月 27 日

以上

新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (現行どおり)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。
1 不動産の売買、賃貸、管理および仲介	1 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介
2 信託受益権の保有および売買	2 信託受益権の保有及び売買
3 投資顧問業	3 投資顧問業
4 債権の買取業務	4 債権の買取業務
5 投資事業組合財産、投資事業有限責任組合財産の運用および管理	5 投資事業組合財産、投資事業有限責任組合財産の運用及び管理
6 投資事業組合、投資事業有限責任組合の組合員の募集ならびに出資金の集金代行業務	6 投資事業組合、投資事業有限責任組合の組合員の募集並びに出資金の集金代行業務
7 不動産流動化コンサルタント業務	7 不動産流動化コンサルタント業務
8 有価証券の保有および売買	8 有価証券の取得、保有、運用及び投資
9 都市再開発、観光開発その他土地開発に関する設計および建設コンサルタント業務	9 都市再開発、観光開発その他土地開発に関する設計及び建設コンサルタント業務
10 企業提携の仲介および斡旋業	10 企業提の営業譲渡、資産売却、資本参加、業務提携及び合併等に関する仲介、斡旋並びに投資業
11 ホテル、ビルならびに公共施設等の清掃および保守管理業務	11 ホテル、ビル並びに公共施設等の清掃及び保守管理業務
12 電気設備、衛生空調設備、給排水設備、昇降機器類の保守管理業務および運転業務	12 電気設備、衛生空調設備、給排水設備、昇降機器類の保守管理業務及び運転業務
13 金銭の貸付け、金銭の貸借の媒介および代理	13 金銭の貸付け、金銭の貸借の媒介及び代理
14 損害保険代理業	14 損害保険代理業
15 飲食店、喫茶店、宿泊施設、遊技場、温泉利用施設およびスポーツ施設の経営	15 飲食店、喫茶店、宿泊施設、遊技場、温泉利用施設及びスポーツ施設の経営
16 紡績、織布および染色加工ならびに販売	16 紡績、織布及び染色加工並びに販売
17 前各号に付帯する業務	17 前各号に付帯する業務
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当社は、本店を名古屋に置く。	第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。
(新設)	(機関)
	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
	1 取締役会
	2 監査役
	3 監査役会
	4 会計監査人
(公告方法)	(公告方法)
第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。	第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。
第2章 株式	第2章 株式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当社が発行する株式の総数は、12,400万株とする。	第6条 当社が発行可能株式総数は、500百万株とする。
(新設)	(株券の発行)
(自己株式の取得)	第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。
第6条 会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	(削除)
(1単元の株式の数)	(単元株式数及び単元未満株券の不発行)
第7条 当社は、1,000株をもって株式の1単元とする。	第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。
	2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。
(単元未満券の不発行)	(削除)
第8条 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。	(単元未満株式についての権利)
(新設)	第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
	1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
	2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
	3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て

(新設)	
(名義書換代理人)	
第9条	当社は株式につき名義書換代理人を置く。
2	名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する。
3	当社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。
(株式取扱規程)	
第10条	当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
(基準日)	
第11条	当社の定時株主総会において権利を行使すべき株主(実質株主を含む。以下同じ)は、毎決算期最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主とする。
2	前項その他定款に別段の定めがある場合を除くほか必要あるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。
	第3章 株主総会
(招集)	
第12条	当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。
(新設)	
(議長)	
第13条	株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。
2	取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
(新設)	
(決議方法)	
第14条	株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数で行う。
2	商法第343条の規定によるべき決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。
(議決権の代理行使)	
第15条	株主は、当社の議決権を行使しうる他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は委任状を株主総会ごとに、当社に差出さなければならない。
	第4章 取締役および取締役会

	及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4	次条に定める請求をする権利
(単元未満株式の買増し)	
第10条	当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
(株主名簿管理人)	
第11条	当社は、株主名簿管理人を置く。
2	株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3	当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。
(株式取扱規程)	
第12条	当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
(削除)	
	第3章 株主総会
(招集)	
第13条	当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
(定時株主総会の基準日)	
第14条	当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
(招集権者及び議長)	
第15条	株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2	取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	
第16条	当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
(決議の方法)	
第17条	株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2	会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
(議決権の代理行使)	
第18条	株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は委任状を株主総会ごとに、当社に差出さなければならない。
	第4章 取締役及び取締役会

(員数) 第16条 当社の取締役は15名以内とする。	(員数) 第19条 当社の取締役は12名以内とする。
(選任) 第17条 取締役は株主総会において選任する。	(選任方法) 第20条 取締役は株主総会において選任する。
2 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。	2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3 取締役の選任については累積投票によらない。	3 取締役の選任については累積投票によらないものとする。
(任期) 第18条 取締役の任期は就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。	(任期) 第21条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
(役付取締役および代表取締役) 第19条 取締役会の決議により取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2 取締役会長および取締役社長は各自会社を代表する。	2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。
3 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定められた順序により、他の取締役が代行する。	(削除)
(新設)	(執行役員) 第23条 当社は、取締役会の決議により執行役員をおくことができる。
(報酬) 第20条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。	(削除)
(取締役会) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか取締役社長がこれを招集してその議長となる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれに代わる。	2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
3 取締役会の招集の通知は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に発するものとする。	(削除)
4 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数で行う。	(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集の通知は、会日の5日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(新設)	2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(新設)	(取締役会の決議の省略) 第26条 会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
(新設)	(取締役会規程) 第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
(新設)	(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。
(取締役の責任免除および社外取締役との間の責任限定契約) 第22条 当社は、商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。	(取締役の責任免除) 第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。
2 当社は、社外取締役との間で、商法第266条第1項第5号の行為に関する責任について、100万円または商法第266条第19項各号の金額の合計額のいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。	2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定められた金額また

第 5 章 監査役および監査役会	
(員数)	
第 23 条	当社の監査役は 4 名以内とする。
(選任)	
第 24 条	監査役は株主総会において選任する。
2	前項の選任決議は、 <u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議で行う。</u>
(任期)	
第 25 条	監査役の任期は就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。
2	補欠として選任された監査役の任期は退任者の任期の満了すべき時までとする。
(常勤監査役)	
第 26 条	<u>監査役の互選により常勤監査役 1 名以上を定める。</u>
(報酬)	
第 27 条	監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める
(監査役会)	
第 28 条	監査役会の招集の通知は、会日の 5 日前までに各監査役に発するものとする。 ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
2	<u>監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u>
(新設)	
(新設)	
(監査役の責任免除)	
第 29 条	当社は、 <u>商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u>
第 6 章 計 算	
(決算期)	
第 30 条	決算期は毎年 3 月 31 日とする。
(新設)	
(利益配当金)	
第 31 条	利益配当金は、 <u>毎決算期最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録の株主または登録質権者に支払う。</u>
(中間配当金)	
第 32 条	当社は、 <u>取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録の株主または登録質権者に対し、商法第 293 条ノ 5 に規定する金銭の分配（以下「中</u>

第 5 章 監査役及び監査役会	
(員数)	
第 30 条	(現行どおり)
(選任方法)	
第 31 条	(現行どおり)
2	<u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>
(任期)	
第 32 条	監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度の <u>うち最終のもの</u> に関する定時株主総会終結の時までとする。
2	<u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>
(常勤監査役)	
第 33 条	<u>監査役会はその決議によって常勤監査役 1 名以上を選定する。</u>
(削除)	
(監査役会の招集通知)	
第 34 条	(現行どおり)
2	<u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>
(監査役会規程)	
第 35 条	<u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>
(報酬等)	
第 36 条	監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
(監査役の責任免除)	
第 37 条	当社は、 <u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
2	<u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>
第 6 章 計 算	
(事業年度)	
第 38 条	当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。
(剰余金の配当等の決定機関)	
第 39 条	当社は、 <u>剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u>
(剰余金の配当の基準日)	
第 40 条	当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
2	当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
3	<u>前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
(削除)	

間配当」という。)を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第33条 利益配当金および中間配当金がその支払開始の日から満3年を経過するも受領されないときは、当会社は支払の義務を免れる。

2 未払の利益配当金および中間配当金に対しては利息をつけない。

(新設)

(新設)

(配当金の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 前項の金銭には利息をつけない。

第9章 附則

(会社法施行前の取締役及び監査役の責任免除)

第42条 平成18年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第22条及び第29条の規定は、会社法施行前の行為に関する取締役及び監査役の責任の免除については、なお効力を有する。